記者発表資料

令和８年２月１７日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

１.処分対象業者

１ 商号又は名称　ヤマケンビルテックサービス株式会社
２ 代表者　庄司時雄
３ 主たる営業所の所在地　山形県山形市北山形２－１－５
４ 許可番号　国土交通大臣許可（特－０６）第０２１２７１号

２.処分内容

建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止命令

１ 期間
令和８年３月４日から令和８年３月６日までの３日間

２ 停止を命ずる営業の範囲
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注１）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

３.処分理由

処分対象業者は、自社が元請として請け負った東京都内の空調設備工事現場において、労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかった。これにより、令和４年３月１０日に作業員（下請負人の従業者）が高所から墜落し、その後死亡した。

この件について処分対象業者及び監理技術者等が、令和７年３月１９日付けで東京簡易裁判所から、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第２８条第１項第３号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省 東北地方整備局　電話 ０２２(２２５)２１７１(代表)
建政部 建設産業課 課長　道脇 健之　(内線６１４１)
課長補佐　永澤 竜樹　(内線６１４６)

＜参　考＞

関係条文

建設業法(抄)

（指示及び営業の停止）

第二十八条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一～二（略）

三　建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四～九（略）

２（略）

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

４～７（略）